

———JCR グリーンローン評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.———

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン評価の結果を公表します。

カナディアン・ソーラーデュアルテナー グリーンプロジェクトボンド信託（茨城/広島） 信託 ABL に Green 1 を付与

評価対象	カナディアン・ソーラーデュアルテナーグリーンプロジェクトボンド 信託（茨城/広島）（信託 ABL）
分類	信託 ABL
発行額	56.2 億円
信託期間開始日	2021年3月24日
信託期間終了日	2041年3月13日
償還方法	スケジュール償還
資金使途	太陽光発電設備の開発に関するリファイナンスおよび新規建設資金

<グリーンローン評価結果>

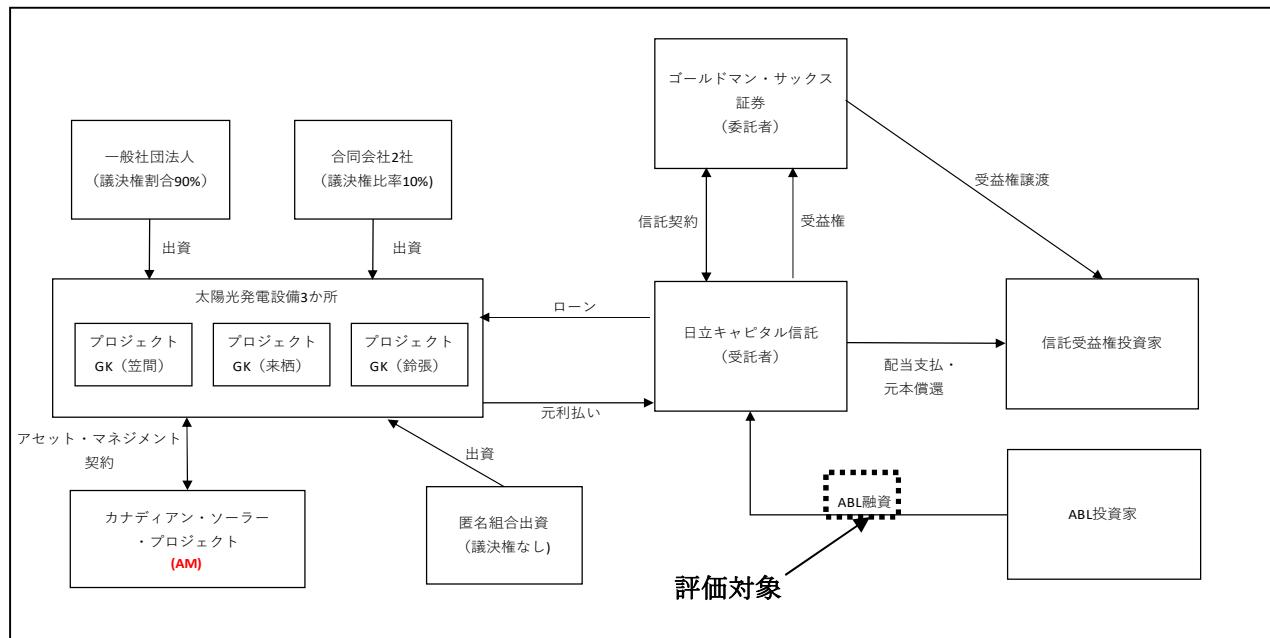
総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

第1章：評価の概要

本件は、茨城県笠間市および広島県広島市で行われる太陽光発電事業（本事業）3件を対象とするプロジェクトファイナンスである。本事業は、茨城県笠間市（茨城県笠間サイト、茨城県来栖サイト）および広島県広島市（広島県鈴張サイト）において行われ、本事業の主体は茨城県笠間サイト、茨城県来栖サイトおよび広島県鈴張サイトの各プロジェクト合同会社（プロジェクト GKS）である。プロジェクト GKS は、匿名組合出資者（議決権なし）、一般社団法人（議決権割合：90%）および合同会社2社（議決権割合：10%）から出資を受けている。匿名組合の性質上、匿名組合出資者からプロジェクト GKS に対する指図は行われない。合同会社2社は、本プロジェクト内の議決権割合は10%であり、経営に影響を及ぼすことはできない。従って、一般社団法人（議決権割合：90%）が経営権を持つこととなるが、本事業の一般社団法人の社員は、本事業のスキームにおいて利害関係のない公認会計士等の第三者が就任する。

なお、プロジェクト GKs の発電設備等の資産は、アセットマネージャー (AM) で、カナダに本社があるカナディアン・ソーラー・インク (CSI) の子会社であるカナディアン・ソーラー・プロジェクト (CSP) が管理を行う。前記の通り、出資者は本件事業に関して影響を及ぼすことがスキーム上できないため、実際には本件事業の AM である CSP によってプロジェクトが運営されていくこととなる。

図表：スキーム図（タームシートより JCR 作成）



今般の評価対象は、本件事業に対する貸付金を裏付けに対して日立キャピタル信託に貸し付ける信託 ABL (本信託 ABL) である。本信託 ABL の最終的な資金使途は、3 か所の太陽光発電設備の建設に際しての土地の取得に関する費用のリファイナンス資金及び今後の太陽光発電設備の建設資金である。なお、リファイナンスと新規建設の資金充当割合は、約 1 : 9 である。資金使途となる太陽光発電設備は CO₂ 削減効果を有しており、高い環境改善効果が期待できる。事業実施に際して想定される環境に対するネガティブな影響や実際に発生した事象について、インタビューにおいて適切な対応策、善後策が講じられていることを確認した。

本件の AM である CSP は CSI のグループ企業であり、太陽光発電所のデベロッパーとして日本各地で太陽光発電所の開発を手掛けている。CSP は CSI グループ企業として、我が国の再生可能エネルギーの普及の拡大と持続可能な環境社会の実現に寄与することを目的として太陽光発電設備の開発事業を行っている。

JCR は前述の通り、本件事業の建設に関して、CSP から太陽光発電設備 3 か所の建設に際しては、適切な手続きを踏んで開発を実施していること、建設段階で発生した周辺への影響については適切に対処を行ったことを確認した。また、地震・風水害・ハザードその他天災地変に対するリスクが調査され、想定されるリスクに対しては保険が付保される予定であることを確認している。その結果、環境改善効果を上回るような深刻な環境への負の影響を及ぼす可能性は小さく、CO₂ 排出削減に大きく資するグリーンプロジェクトであると JCR は評価している。

CSP は CSI のグループ企業として、CSI が策定している CODE OF BUSINESS CONDUCT AND ETHICS (ビジネス倫理行動規範) や環境方針に基づいて環境問題について高い優先度合いを持って取り組んでいることを確認している。また、本信託 ABL の資金使途となるグリーンプロジェクトに対する管理運営体制についても各種契約書によって規定されており透明性も高いことを確認した。

この結果本信託 ABL について、JCR グリーンローン評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を “g1”、「管理・運営・透明性評価」を “m1” とした。これより「JCR グリーンローン評価」を “Green 1” とした。評価結果については次章で詳述する。

本信託 ABL は、グリーンローン原則¹および環境省によるグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン²において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

1 LMA(Loan Market Association)、APLMA(Asia Pacific Loan Market Association)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) Green Loan Principles 2020
(<https://www.lma.eu.com/>)

2 環境省 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版
(<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>)

第2章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本信託ABLの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

資金使途の概要

a. プロジェクトの環境改善効果について

- i. 資金使途の100%が太陽光発電設備の建設資金の新規建設資金およびそれに関連する資金のリファイナンスに充当される予定であり、高いCO₂削減効果が期待できる。

資金使途の対象は、下記に記した太陽光発電設備3件（発電容量：約42.370MW）の建設用地取得費用のリファイナンス資金及び太陽光発電設備の建設資金に対する新規投資である。対象設備3件は、下記の通り今後2021年から2022年にかけて商業運転を開始する予定である。CSPが提出した技術評価レポートによると、商業運転開始後20年間の年間平均発電量は約49,000MWhであり、約26,000tのCO₂削減効果が期待されるプロジェクトであり、高い環境改善効果が期待できるプロジェクトであるとJCRでは評価している。

- ii. 資金使途は、グリーンローン原則に定義されているグリーンプロジェクトのうち「再生可能エネルギー」、環境省のグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに例示されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

《資金使途一覧》

プロジェクト名	所在地	パネル出力 (kW)(*)	想定年間発電電力量 (20年間平均) (MWh)	年間CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)(**)	運転開始日
茨城県来栖サイト	茨城県笠間市	11,340.00	13,633	6,203	2021年9月
茨城県笠間サイト	茨城県笠間市	13,569.36	15,462	7,035	2021年4月
広島県鈴張サイト	広島県広島市	17,461.08	19,992	12,715	2022年6月
合計		42,370.44	49,087	25,953	

* : 出力規模ベースの発電出力を記載している。

** : CO₂削減量計算方法=想定年間発電量×調整後排出係数（平成30年度（最新の数値））

b. 環境に対する負の影響について

本件事業を実施するプロジェクト予定地は、茨城県来栖サイト・茨城県笠間サイトがかつて山林であり、広島県鈴張サイトは開発が中止され、その後空地となっている土地である。

本件事業のうち茨城県来栖サイト・茨城県笠間サイトは、山林を切り開いて太陽光発電設備を設置する計画であり、その開発に関しては、森林法などの遵守すべき法律や条例に適正に従って工事を行っているほか、工事を行う行政区と事前に協定を結び開発を開始していること確認している。ま

た、着工前に近隣住民への説明会等を複数回開催し、事前に説明を行った後に工事を開始している事も併せて確認している。

広島県鈴張サイトに関しても、前記 2 サイトと同様、必要な開発許可を取得したうえで工事を行っている。

なお、本件事業を実施する茨城県来栖サイトにおいては、2019 年 10 月に中部・関東・東北等広い範囲に記録的な大雨をもたらした台風 19 号によって、建設現場の土砂の一部が近隣住民の敷地（池など）に流入した。JCR では本件に関して AM である CSP に対するインタビュー及び近隣住民への説明会資料から、その後 CSP が下記のような適切な対応策を検討していることを確認した。

- 流出土砂の処理、
- 水を流しやすくする管工事、
- 住民が受けた被害の補償、
- 今後同様の事象が発生しないような工事内容への変更、
- 土砂流入によって変化した自然の復旧

CSP は、前記の通り各種法律や条例を遵守し工事を行っていたが、想定を超える雨量により発生した事象であったこと、当該事象発生後に CSP が被害を受けた住民への対応を行ったうえで再発防止策を提案・実施していることおよび前記の通り対策が行われた後には、事業地である笠間市の観測史上最大級の雨量以上にも耐えられる設備となる予定である。以上より、JCR は、来栖サイトにおいて想定される環境への負の影響は特定、緩和、管理されていると評価している。

また、広島県鈴張サイトには、サイトの一部が国土交通省による広島市のハザードマップ上土砂危険渓流に指定されている箇所がある。JCR では、現場周辺で土砂災害が発生した事例は存在していないことと、仮に土砂災害が発生した場合は、損害保険などによって設備の修繕・購入などの復旧費用が手当てされる予定であることを確認している。以上より鈴張サイトにおいて想定される環境への負の影響についても特定、緩和、管理されていると評価している。

c. SDGs の整合性について

本プロジェクトはグリーンローン原則において再生可能エネルギー、環境省のグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに例示されているプロジェクトのうち再生可能エネルギーに関する事業に分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献する。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壤の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギー믹스における再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2. 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摶的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摶的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



目標 12：作る責任、使う責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかりと整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローンを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

CSPの親会社であるカナディアン・ソーラーは、太陽光発電設備という再生可能エネルギー分野に特化した、いわゆるピュア・プレイヤーとして、持続可能な環境の維持に大きく貢献することを目的としている。本信託ABLの対象プロジェクトを通じ、我が国の再生可能エネルギーの普及の拡大と持続可能な環境社会の実現に寄与することを目的としていることを、経営陣に対するヒアリングを通じてJCRは確認した。

b. 選定基準

AMとして開発を行っているCSPでは、3件の太陽光発電設備にかかる企画・開発において、下記点を含めて留意することで、環境への負の影響の緩和、長期的に安定的な発電事業実施に努めていることを確認した。

i. 設備建設用地の厳選

太陽光発電所の開発プロジェクトの計画及び基本設計段階において、以下の項目を十分に検討したうえで、設備建設用地の選定を実施している。

(ア) 環境条件

(イ) 接続電気事業者との連系

(ウ) 敷地確保の容易性

ii. 設備の堅牢性確保

太陽光発電所の開発プロジェクトにおいて、プロジェクト・マネージャー業務の推進を第二種及び第三種電気主任技術者、第一種電気工事士等の有資格の技術者が担当し、その監督のもと、実績豊富な大手EPC業者に元請発注を実施している。

提携エンジニアリング会社による、設備建設用地の機構・地質等を考慮した構造チェックに加えて、カナディアン・ソーラー・インクによる設計チェックを実施している。

iii. 高効率かつ出力安定的なモジュールの採用

太陽光発電所の開発プロジェクトにおいて、カナディアン・ソーラー・グループ製モジュールを採用している。カナディアン・ソーラー・グループは、自身が供給する太陽電池モジュールに対して25年間の出力保証を行っている。

iv. 設備発電量損失の最小化

太陽光発電所の開発プロジェクトの設計において、影の影響や送電ロス等の外的要因による設備発電量の損失を抑制するため、調達する機器・資材等の構成や設備のデザイン等の最適化に努めている。

JCR では、上記選定基準は適切であると評価している。

c. プロセス

本プロジェクトの選定に関しては、上記選定基準を確認したうえで、CSP の親会社である CSI にプロジェクト規模、ファイナンスストラクチャー等に関して諮ったうえで CSI の投資委員会で資金配分が決定され、その後 CSP の経営陣によって、投資の最終意志決定が行われている。

なお、上述の選定基準、プロセスは、本評価レポートに概要が記述されており、投資家に対する透明性が確保されている。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンローンの実行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンローンにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本信託 ABL は、前述の通り、プロジェクト GKS への貸付を通じて、3 か所の太陽光発電設備の建設に際しての土地の取得に関する費用のリファイナンス資金及び今後の太陽光発電設備 3 か所の建設資金に充当される予定である。なお、リファイナンスと新規の建設資金の割合は約 1:9 の予定である。

本信託 ABL が太陽光発電設備 3 か所の建設に際しての土地取得に関する費用に関する費用のリファイナンス資金および今後の建設資金に充当される予定であることは、本件に関する信託契約書において明確に定められているため、追跡管理は不要である。

本信託 ABL の貸付が実行され、投資家に本信託 ABL が譲渡されるまでの取引は、信託契約書および信託内借入に係る金銭消費貸借契約等において明確に定められている。したがって、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えられる。

なお、本信託 ABL は、貸付実行日に信託の受託者である日立キャピタル信託に支払われることにより全額がプロジェクト GKS を通じて太陽光発電設備 3 か所に関する土地取得費用のリファイナンスおよび建設資金に充当される予定である。日立キャピタル信託からプロジェクト GKS への貸付は貸付金前提条件を充足するまで行われず、それまでは日立キャピタル信託において適切に管理される。また、資金充当の対象となっている太陽光発電設備が最終返済日前に返済される場合は、プロジェクト GKS への融資契約および信託契約において予め定められたウォーターフォールにしたがって、本信託 ABL も返済されるため、再充当の必要はないと判断される。

3. レポートイング

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローン実行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンローン実行時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポートイング

本信託 ABL により調達した資金は、太陽光発電設備 3 か所の建設用地取得費用のリファイナンス資金及び太陽光発電設備 3 か所の建設のための新規投資に充当される予定である。本信託 ABL で調達した資金はプロジェクト GKS への貸付金として 2022 年 8 月まで複数回に分けて貸付が行われる。貸付人に対しては、事前に信託内借入に係る金銭消費貸借契約等で説明が行われる予定である。

また、資金充当状況については、プロジェクト全体の金額、信託受益権と信託 ABL の合計調達金額とそれに対する充当額が年次でウェブページ等で公表される予定である。なお、本信託 ABL の信託期間終了前に資金使途の対象となっている太陽光発電プロジェクトの停止、終了等の大きな状況の変化が生じた場合には、プロジェクト GKS への貸付人であり本信託 ABL の受託者である日立キャピタル信託から投資家に対して開示が行われることが予定されている。

b. 環境改善効果に係るレポートイング

対象資産となる太陽光発電設備 3 か所に関するレポートイングについて、下記項目をウェブページ等で開示予定である。

- 太陽光発電プロジェクト 3 か所によって発電された発電量
- 太陽光発電プロジェクト 3 か所の発電に伴う CO₂排出削減量

JCR では上記のレポートイング内容に関して適切であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、プロジェクト主体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンローン実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. CSI の環境・社会に対する取り組み

CSP の親会社であるカナディアン・ソーラー・インク（CSI）は、環境及び社会配慮に対してより広範かつ深く貢献している。2020 年 9 月に公表された 2019 年のサステイナビリティレポートによれば、環境・社会配慮面での同社の達成した実績は以下の通りである。

i. CSI 自社保有の PV プラント（太陽光発電所）の発電量はこの 1 年間で 19% 増加した。（2017 年 12 月：3,149MW、2019 年 6 月：4,700MW、2020 年 6 月：5,600MW）

ii. 2018 年と比較して水使用量は 1MWあたり約 10% 削減された。

iii. 2020 年時点で 2018 年と比較して製造 1KWあたりの CO₂ 排出量は、約 7% 削減された。

CSI は、社会配慮面においても優れた実績を収めている。

i. タイの仏教者国際連帯会議が 12kW の太陽光発電設備を設置することを支援したり、シェラレオネで医療センターに太陽光発電設備の設置を支援するなど、世界 6 大陸でソーシャルプロジェクトに従事している。

ii. 2019 年は、全雇用者数（14,346 名）に対して、年平均 14.89 時間のトレーニングプログラムを実施した。

iii. フェアトレードに関する原則を有し、労働問題を有する鉱山や強制労働を行っている企業とのビジネスを行わないことなどを通じて、自社の従業員やステークホルダーにとって働きやすい環境を提供している。

また、経営陣による明確な環境・社会配慮にコミットする意思表示がなされている。

会長兼 CEO である Dr. Shawn Qu 氏は、以下のように環境・社会配慮について述べている。

“CSI は自社の戦略を Sustainable Goals に関する地域的な課題と結びつけることを目的としており、それによって、CSI の取り組みを貧困、不平等、気候変動、環境破壊、平和及び正義といった世界が直面している課題に対処する国連の SDGs の 17 目標と紐づけられると考えている。”

また、CSI では環境に関する部署として Health and Safety Department を有し、ISO14001 等の環境マネジメントを実践しているほか、ISO14001 の取得にあたっては TÜV Rhineland 等の外部の専門家とも協力しながら業務を遂行している。

b. カナディアン・ソーラー・プロジェクトの環境への取り組み

CSP は CSI の子会社として CSI が策定している”CODE OF BUSINESS CONDUCT AND ETHICS”（ビジネス倫理行動規範）や環境方針に基づいて CSI の環境及び社会に対する方針を遵守し業務を行っている。

具体的な取り組みとして、2019 年台風 19 号によって大きな被害を受けた、CSP が開発を行い、現在はカナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（CSIF）が保有する CS 丸森町発電所が存在する

宮城県丸森町に対して、CSP および CSIF の資産運用会社であるカナディアン・ソーラーアセットマネジメントから寄付を行っているほか、同じく CSP が開発を行った CS 大山町発電所が立地している鳥取県大山町においても、「大山カナディアン・ガーデン」を大山町に寄贈を行うなど、CSP および CSAM など CSP にかかわる企業が CSI グループの一員として ESG への取り組みや社会貢献活動を行っている。

JCR ではこれらは、CSP において、経営陣が環境問題を優先度の高い経営課題として位置付けており、具体的な取り組みを行っていることの表れであると評価している。

(参考) アセットマネージャーおよびアセットマネージャーのグループ親会社の概要

〈カナディアン・ソーラー・プロジェクト (CSP) 〉

2014 年に設立された、太陽光発電モジュールの世界的メーカーであり、太陽光発電所の開発も手掛ける、米 NASDAQ 市場上場のカナディアン・ソーラー・インクのグループ企業である。CSP は、太陽光発電所のデベロッパーとして日本各地で太陽光発電所の開発を手掛けている。

CSP は自社ウェブサイトにおいて、「グループ会社であるカナディアン・ソーラー社が開発を続ける太陽電池モジュールの先進的な技術をいち早く日本国内の発電事業に結び付け、環境に優しく、安全なエネルギーを日本国内に安定的に供給します。」と記載している。

〈カナディアン・ソーラー・インク (CSI) 〉

2001 年 10 月にカナダで設立された、太陽光発電モジュールの世界的メーカーで、スポンサー及び資産運用会社の親会社。製造における一貫生産から販売にとどまらず、メガソーラー発電所の開発・運用までをグループで手掛ける垂直統合モデルを指向している。

当社は、2010 年に環境マネジメントシステムの仕様を定めた「ISO14001:2004」の EMS 認証を取得している。

また、経営方針の一つとして「環境方針」を定めており、CSP も CSI グループとして、「環境方針」を順守した運営を行っている。

「環境方針」では、最高の環境基準を達成し、維持する業務に従事することを定めているほか、周囲の環境の重要性を認識し、環境を実際に改善するプロジェクトやサービスを提供するように努力すること等を打ち出している。

さらに、環境目標およびパフォーマンス等の妥当性及び効果について、毎年継続的レビューをし、審査を行うことや、「環境方針」についても継続的な適合性やパフォーマンスを確実にするために定期的に見直しを行っているなど、再生可能エネルギー事業を行う企業グループとして、環境を重視した経営を行っている。

■評価結果

本信託 ABL について、JCR グリーンローン評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。このため、「JCR グリーンローン評価」を“Green 1”とした。

本信託 ABL は、グリーンローン原則および環境省によるグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンローン評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

【新規】

対象	発行額	信託設定日	信託終了日	評価
カナディアン・ソーラーデュアルテナーグリーンプロジェクトボンド信託 (茨城/広島) (信託ABL)	56.2 億円	2021 年 3 月 24 日	2041 年 3 月 13 日	JCR グリーンローン評価 : Green1 グリーン性評価 : g1 管理・運営・透明性評価 : m1

(担当) 梶原 敦子・梶原 康佑

本件グリーンローン評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンローン評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンローン評価は、評価対象であるグリーンローンにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンローンで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンローン評価は、グリーンローンの調達計画時点又は調達時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は、グリーンローンが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンローンにより調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は借入人または借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはできません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンローン評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであります。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報があらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンローン評価は、評価の対象であるグリーンローンにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。JCR グリーンローン評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンローン評価：グリーンローンにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーン・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、プローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル